

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健医療部保険年金課】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

被用者保険の被扶養者から新たに国民健康保険に加入する被保険者のみを有する世帯のうち、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同じの世帯に属する被保険者の属する世帯であって移行後5年を超え8年以内のものに係る国民健康保険料の世帯別平等割額の減額の基準を定めることにしました。

この規則は、平成25年4月1日から施行することにしました。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成25年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第36号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例施行規則（昭和43年北九州市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号ウ中「100分の30」の次に「（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号ハに掲げる特定継続世帯に属する者（以下この号において「特定継続世帯所属者」という。）については100分の10）」を、「100分の50」の次に「（特定継続世帯所属者については100分の25）」を加える。

付則第4項中「付則第6項」を「付則第5項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。